

事業主の皆様へ

ポイントは次の3つ

**雇用の分野**で、**障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務**となります。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が平成28年4月1日から改正施行されました。



### Point1

## 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集、採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

### Ponit2

## 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

募集及び採用時においては、障害のない人との均等な機会を確保するための措置、採用後においては、均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となる事情を改善する措置をとるなどの合理的配慮の提供が義務となります。

### Point3

## 相談体制の整備、苦情処理紛争解決の援助

事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために必要な整備をすることや、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

### 対象となる障害者は、

- ・障害者手帳を持っている方に限定されません。
- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

※お問い合わせは、裏面、各ハローワーカー一覧表の「障害者担当」へお願いします。

# ハローワーク(公共職業安定所)管轄区域一覧表

(平成28年4月1日現在)

安定所名	所在地	電話	管轄区域
水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	029(231)6221	水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
笠間出張所	〒309-1613 笠間市石井2026-1	0296(72)0252	笠間市
日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	0294(21)6441	日立市
筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	0296(22)2188	筑西市、結城市、桜川市
下妻出張所	〒304-0041 下妻市古沢34-1	0296(43)3737	下妻市、八千代町
土浦	〒300-0051 土浦市真鍋1-18-19	029(822)5124	土浦市、つくば市、かすみがうら市、阿見町
古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	0280(32)0461	古河市、境町、五霞町
常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	0297(22)8609	常総市、守谷市、坂東市、つくばみらい市
石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	0299(26)8141	石岡市、小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	0295(52)3185	常陸大宮市、大子町、常陸太田市
龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	0297(60)2727	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村
高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	0293(22)2549	高萩市、北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	0299(83)2318	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市